

資料3

府中市福祉計画案に対するパブリック・コメント手続の実施結果について

- 1 意見の提出期間
平成20年8月21日(木) から平成20年9月19日(金) まで
- 2 意見の提出状況

提出者数	件数	意見の提出方法(人)				
		Eメール	FAX	郵送	意見受付箱	持参
8人	27件	4	1	1	1	1

- 3 意見の概要及び意見に対する市の考え方

分野	番号	ページ	意見	意見に対する市の考え方
福祉計画・地域福祉	計画の市民参加について			
	1	15	すべての市民がノーマライゼーションのもと自己決定して自立した生活を送る支援をするため、それぞれの計画づくりに当事者参加をさらに進めるべき。	今後とも市民、当事者の参加により、計画の策定を進めてまいります。
	2	5	福祉計画の上位計画である府中市総合計画と整合性のある計画にし、双方を実効あるものとするために、福祉計画策定に関わった各協議会が、総合計画策定に参加し意見交換や情報提供、提言提案などできるような総合計画作りを求める。	総合計画との整合性を図るため、総合計画の策定を受けて福祉計画の改訂を実施しています。
	3	76・153・218	計画の推進について、計画策定に関わった協議会や審議会が、点検・評価・課題解決のための提案や見直しをするよう、踏み込んだ規定にすべき。	各計画の「計画の推進に向けて」の項目で、評価・点検・見直しの体制を明記しています。
相談・権利擁護事業の充実について				
	4	54	(1) 成年後見には、専門家以外に日常生活支援のスタッフも必要だが、市民単独の後見人というのであれば、法的にも課題があるのではないかと。(2) この市民後見人は法的にどこまでの権限と責任をもつのか。(3) 社会貢献的な精神ということとは、ボランティアで行なうということか。(4) 本人に寄り添い、財産や生活スタイルやこれからの生活までを考えて、責任を持って、権限を行使するには、法的、経済的、精神的な保障が必要だと思うが、どのように保障するのか。	(1) 市民後見人は、東京都でも社会貢献型後見人として養成しており、都内の他の自治体でも採用している制度で、法的には問題ありません。(2) 後見監督人の監督を受けながら、身上監護、財産管理等を行います。(3) 基本的にボランティアで行うということになります。(4) 市民後見人の支援については、社会福祉協議会等の関係機関と連携して行います。また、保険加入等の対策を行います。なお、後見対象は施設入所者に限定する予定です。

5	37	人権の尊重（権利擁護）の根拠として、児童の権利に関する条約の後に、障害者権利条約も入れるべき。	ご意見のとおり変更します。
新たな支え合いの仕組みづくりについて			
6	50	支援システムのイメージについて、現在の地域包括支援センターは、介護保険の制度として、対象が高齢者とその家族だが、この地域包括支援センターを高齢者も障害者も児童も女性も生活困窮者も含めた地域に住む市民を対象にした、例えば（仮称）『地域福祉包括支援センター』というような考え方で、運営できないか。そして、計画案の「地域コーディネーター」は、この（仮称）『地域福祉包括支援センター』で、介護保険のケアマネジャーのように、障害者自立支援事業や生活困難家庭のケアマネジメントを行なう役割を担うとよいと思う。	地域コーディネーターは、地域での問題解決のための橋渡しの存在です。また、地域包括支援センターは、介護保険法に基づき設置されておりますが、本市においては、高齢者分野のみならず福祉の総合相談窓口としての機能をもっています。しかし、多分野のケアマネジメントを行う役割をもつことなどは、根拠法の範囲を超えていますので、ご意見の運用は難しいと考えます。
7	50	障害者福祉の制度においてもケアマネジメントを行なう、介護保険のケアマネジャーのような存在が必要だと思う。地域コーディネーターはその役割を担うのか。	
防災・防犯のまちづくりの推進について			
8	62	阪神・淡路大震災では女性の人権が守られなかった事例も多かったと聞く。そこで、災害時要援護者の範囲をもっと広げて、名簿の作成が目的ではなく、地域で女性を含めた災害時の対策を考えていけるような体制と意識作りを目指すというような意味にすべき。	災害時の対策として、援助を必要とする高齢者、障害者を把握することを最優先に考えています。将来的にはご意見の内容についても課題として検討してまいります。
福祉のまちづくりについて			
9	69	バリアフリーについて、府中市はバリアフリー化を積極的に進めていると評価しているが、今一步の当事者参画を図るべき。	当事者参加については、福祉のまちづくり推進審議会へ委員として参加していただくほか、各施策の実現に向けてもできる限り当事者の参加を図っていきます。
総合的な問題について			
10	—	資料が分厚く、市民がアプローチしやすい方法を考えるべき。	資料の分量について、一読できるような手法は取り組み易さ等のメリットがある一方、誤解を招くことも想定されますので、福祉計画を含めた他の計画等を鑑みながら、今後、検討していきます。
高	介護予防の推進について		

<p>齢者福祉</p>	11	124	介護予防の目的を明確・明文化して欲しい。	<p>124ページの書き出しに記載してありますが、読み取りにくいと思われるので、次のように訂正します。</p> <p>124ページ2行目から3行目 府中市では、高齢者が住み慣れた地域でいつまでもいきいきと暮らし続けることを目的に介護予防を重点施策として取り組んできました。</p>	
	12	—	「自立」を支える福祉の実現を目指して、文化センターに開発した「足ブランコ」（腰かけて手、足を運動する器具）をおいて欲しい。健康増進につながる。	<p>次の理由で設置は困難です。</p> <p>①器具の利用効果が不明である。 ②利用者が安全かつ適切に器具を使用するには専門の指導者の配置が必要と思われる。</p>	
	13	117・124	介護予防推進センターについて、事業としては費用対効果が十分とは思えないので、センターの目的を変更してもっと活用できるようにするのがよい。具体的には、①予防リスクの無い人を対象にした事業の利用が多いことから、例えば、40歳以上（対象者が多すぎるのなら65歳以上でも）の市民の健康センターとして活用する。②今は65歳以上の介護保険適用外の人を対象ですが、原則65歳以上を対象として、介護保険の要支援1・2の人のサービスもできるようにする。	<p>①介護予防では、リスクのある人にはそのリスクにあったサービスを提供し、リスクのない方はその状態を維持できるようにサービスを提供しています。介護予防の取り組みに早すぎるといえることはないで、介護予防健診でリスクが無いとされた方にもその人にあった教室を紹介しています。</p> <p>ご意見のとおり、利用者が少ないことは課題でありますので、引き続き事業の周知や充実に努めてまいります。</p> <p>②要支援の方が介護予防教室を利用すると介護保険と二重給付になりますので利用制限を設けていますが、介護予防講座などは介護認定を受けている方もご利用いただけます。</p>	
	<p>安心して住める環境づくりについて</p>				
	14	134	高齢者住宅の運営に関して、キッチンの充実・市の中心から徒歩15分圏内の設置を望む。	<p>高齢者住宅のキッチンには、安全性や使いやすさに配慮した設計となっておりますが、充実したキッチンとするための検討を行ってまいります。また、既存の民間賃貸住宅を活用し、高齢者が不合理な入居制限を受けることなく、住宅を確保できるような施策の検討を行ってまいります。</p>	
15	134	穏やかな人生を送るために「特養施設」「ケアハウス」の充実を図って欲しい。	<p>お一人暮らしの高齢者が要介護状態になったときの施設として、お体の状態に応じて「特別養護老人ホーム」「老人保健施設」「グループホーム」などの、24時間対応の介護保険施設がございます。これらの施設の整備は介護保険料への影響を考慮しながら、社会福祉法人等の参入促進について引き続き努力してまいります。</p>		
<p>地域で支える福祉について</p>					
			「支え合い」のためにボランティア	「支え合い」のためには、「自	

16	135	等の活用が望ましいのはもちろんだが、ボランティアの層をできるだけ広げるために、例えばデポジット制等の動機付けのシステムの導入はできるか。	助」、「共助」、「公助」の理念を、まず、踏襲していくということから、ボランティア（無償）を想定していますが、他方において、ご提案いただいた動機付けのシステムとしましては、既に、社会福祉協議会が「在宅福祉サービス—助け合い事業」として時間貯蓄を含む有償ボランティアシステムを運営しているところであり、その進展を期待しているところです。	
総合的な問題について				
17	117 ） 119	計画の理念や方向性に接して現実的に考えてみた場合、市民が現実的に福祉サービスを受けられるかという問題、財政の問題等はこの計画案からは分からない。	限られた財源の中、「府中市福祉計画案」117から119ページで重点施策として、優先順位を付ける一方、来年度の介護保険制度改正を見据え、今後、具体的な数量による検討により、福祉サービス具現化に向けた道筋を計画策定において、議論してまいります。	
障害者福祉	計画の市民参加について			
	18	199 ・ 218	障害者計画・障害福祉計画（第2期）の推進の点検・評価は障害者計画推進協議会が行なうとあるが、同時に、この協議会の運営は、府中市障害者等地域自立支援協議会との統合を含め検討するとの記載もある。計画の推進をチェックし、見直し提案もしていくには、当事者参加が欠かせないので、主体的な当事者参加を拡大する方向で検討して欲しい。	障害者計画・障害福祉計画の策定・推進には、障害当事者の参加が重要であると認識しており、現在、府中市障害者計画推進協議会には、委員16人中、3人の障害当事者の方にご参加いただいております。今後、本協議会の機能の充実を図る中で、委員の構成や選任方法等についても検討してまいります。
	19	199	現在の府中市障害者等地域自立支援協議会には、当事者は主体的に参加しているか。	現在、府中市障害者等地域自立支援協議会には、委員10人中、1人の障害当事者の方にご参加いただいております。今後、本協議会の機能の充実を図る中で、委員の構成や選任方法等についても検討してまいります。
利用者本位のサービスの実現について				
20	187 ・ 191 ・ 201 ・ 194 ・	相談機関の充実を図ること。現状の年金額だと生活が困難であり、将来も不安である。 ヘルパー制度の充実、障害者関係団体の後継者問題等の対応をお願いしたい。 その他、利用しやすい、きめ細やかなサービスの実現を望む。	相談支援事業につきましては、相談支援従事者の質と数を確保するとともに、関係機関との連携を強化するなど、今後も充実を図ってまいります。年金につきましては、充実を図るよう国に要請してまいります。ホームヘルプサービスにつきましては、必要な給付を確保してまいります。障害者関係団体の後継者問題につきましては、各団体の内部の問題であるため、ご相談に応じ対応してまいります。サービスの提供方法等の見直しやサービス水準の向上につきまして	

	180		は、事業の優先度や費用対効果等を勘案しながら、貴重な財源を有効に活用することにより、障害のある人が必要とするサービスを確保できるよう、新規事業の実施や既存事業の充実を図り、サービス水準の向上を目指します。
療育体制の充実について			
21	198	子供へのサポートについて、現計画の課題であるライフステージを見通した幼少期からのサポートは、今回の計画でどのように規定されているか。	就学前の幼少期のサポートにつきましては、市立心身障害者福祉センターきずなの「あゆの子」において、児童デイサービスを提供する中で、小学校就学後を見据えながら実施しております。また、就学後の子どもの成長に応じた様々な相談につきましては、委託相談支援事業所が総合的に対応したうえで、相談内容に応じて、専門的な支援が必要な場合は、各専門機関を紹介するなど、関係機関との連携のもと対応しております。 計画に「あゆの子」にかかる記述を追加するとともに、幼少期からのライフステージを見通した支援体制について言及します。
学習機会の拡大について			
22	199	教育と支援の連携について、教育と療育、支援等が一体となり子供の育ちをサポートしていく事が必要不可欠と考えるが、「特別支援教育」は教育の問題ではなく、この計画の中での積極的な提言が必要ではないか。	特別支援教育につきましては、教育委員会の責任のもと実施されているところです。子どもの健やかな成長のためには、今後も、福祉・保健・医療・教育など、各分野が連携してサポートしてまいります。
23	34・198・199	今の特別支援教育は、インクルージョンや、障害の有無にかかわらずともに過ごすという実態になっていません。その根本に、当事者や親ではなく教育委員会が就学先を最終的に決めている「就学相談と適正就学」の方針があります。インクルージョンを教育にも生かして欲しい。	特別支援教育につきましては、教育委員会の責任のもと実施されているところです。それを踏まえたうえで、全ての分野において、ソーシャル・インクルージョンの考え方が生かされるよう、努めてまいります。
24	34・198・199	ノーマライゼーションとともにソーシャル・インクルージョンを明記したことはプラス要因だと感じたが、教育の場で今行なわれている特別支援教育はいまだに健常児と障がい児の分離教育が原則になっていて、このソーシャル・インクルージョンの考え方とは相反していると考え。ソーシャル・インクルージョンが教育の場でも実現するよう、福祉の分野からも教育の分野への働きかけを	

		すべき。	
保育サービスの充実			
25	196	放課後事業について、今回の計画の中には「放課後の居場所」についての言及が無い。国は8月に放課後事業の見直しに関する検討会の報告書を出している。今回の国の方向性も踏まえ子供の育ちを育む放課後事業への考え方を示して欲しい。	現在、学童クラブにおいて希望者について障害児の受け入れを実施していますが、それに加え、障害児の放課後の居場所づくりとして、都制度に基づく地域デイグループを支援してまいります。障害児の放課後の居場所づくりの考え方につきましては、今後の国・都の施策の方向性を踏まえつつ、検討してまいります。 計画に地域デイグループにかかる記述を追加します。
就労支援体制の整備について			
26	200	就労後のサポートについて、作業所等から企業等に就職しながらも、孤独感から辞めてしまう方もいる。就職後の精神面でのサポートについてどのように考えているのか。	就労支援につきましては、企業等への就職の支援とあわせ、就労の継続のための就職後の支援が重要であると認識しております。就労支援事業の実施に際しましては、ジョブコーチの派遣をはじめ、就労以外の日常生活上の問題も含めた相談支援など、就職後の支援に重点を置き、実施しているところです。
27	200	就労の機会の拡大について、就職にあたって、まず働く場所の確保が困難である。市役所は率先して、就職の場を作っていくべきと思う。	市では、障害のある人を対象とする職員採用資格試験を実施しており、今後も継続してまいります。